

一般社団法人 a i c h i k a r a
定 款

平成25年 8月 8日作成

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 aichikara と称する。

(事務所)

第2条 名古屋市中区大須二丁目26番28号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、青少年の①自ら考え判断する力、②他者との協力する力、③目標を達成する力を育成する。並びに、社会貢献活動を通じて、社会のリーダーとなり得る人材を育成する。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 児童及び青少年の育成を目的とする野外活動
2. 青少年が積極的に社会に参画することを目的とする人材育成・研修事業
3. 災害発生地域の復興・復旧及び防災・減災に資する事業
4. 前各号の事業に関する知識及び技術の向上に関する事業
5. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生の個人

(4) 名誉会員 当法人に功勞のあつた者又は学識経験者で理事会及び社員総会で推薦された者

2. 正会員は賛助会員又は学生会員として12ヶ月以上経てからとする。ただし、理事会が認める場合は、この限りではない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の申し込みを受けた時は、入会の可否を決定し、これを申込み者本人に通知するものとする。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を棄損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名する事ができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社した時
2. 成年被後見人又は被保佐人になった時
3. 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散した時
4. 2年以上会費を滞納した時
5. 除名された時
6. 総社員の同意があつた時

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後から2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに社員に対して通知を発しなければならない。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席が総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の議決を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第 17 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、社員総会において社員の中から選出する。

(書面による議決権行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 23 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第 21 条 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 23 条 当法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2. 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外のものから選任する事を妨げない。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査する事ができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として、若しくは増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任する事ができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内及び報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2. 理事会は、前条に定めた事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつ

たとき。

(3) 定款の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わる事ができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

第37条 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記載された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる処置をとらなければならない。

3. 理事会の決議に参加した理事であって前項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味
財産増減計算書）の付属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人は清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第49条 当法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第10章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 1 1 章 附則

(最初の事業年度)

第 5 1 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 2 6 年 3 月末日までとする。

(法令の準拠)

第 5 2 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

平成 25 年 8 月 8 日

上記内容は、一般社団法人 aichikara 定款に相違ありません。

一般社団法人 aichikara

代表理事 石 原 杏 莉

平成 28 年 5 月 29 日 平成 28 年度定時社員総会にて一部改正

平成 29 年 5 月 28 日 平成 29 年度定時社員総会にて一部改正

令和元年 5 月 26 日 令和元年度定時社員総会にて一部改正

2020 年 5 月 30 日 2020 年度定時社員総会にて一部改正